

# 指定管理者募集要項 (旭公園)

令和6年7月  
愛知県知多市

# 目 次

1	施設の概要	1
2	指定期間	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	申請資格	2
5	指定管理料	3
6	利用料金制	4
7	募集要項等の配布	4
8	説明会	4
9	質問の受付及び回答	5
10	申請書類の提出	5
11	候補者の選定	7
12	情報公開	8
13	指定の手続	8
14	協定の締結	8
15	事業評価	8
16	その他	8
17	問い合わせ先	9

## 別添資料

- ・ 指定管理者選定基準
- ・ 業務仕様書

知多市（以下「市」といいます。）が所管する旭公園（以下「公園」といいます。）では、民間事業者等が有する発想や経営のノウハウを活かし、施設の維持管理レベル及び市民サービスの向上並びに管理経費の縮減を図ることを目的に指定管理者制度の導入を予定していることから、管理運営を行う指定管理者を募集します。

## 1 施設の概要

### (1) 施設の特性

市南部に位置する市内最大の公園で、自然の地形を活かした冒険広場や芝生広場などがあり、散策路では四季折々の樹木が楽しめます。

春には園内の約700本の桜が咲き、毎年多くの花見客で賑わっています。また、多目的グラウンドやテニスコート、体育館などスポーツ施設も充実しています。

### (2) 施設の所在地等

#### ア 所在地

知多市金沢字石根1番地

#### イ 供用開始

昭和61年12月

#### ウ 公園面積

164,000㎡

### (3) 利用者数（人）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体育館 主競技場	21,387	13,808	12,440	17,111	18,886
体育館 小体育室	7,336	5,005	4,702	5,444	7,204
体育館 会議室	19,155	15,663	15,142	19,563	10,454
多目的 グラウンド	7,024	4,803	6,398	13,372	14,850

庭球場	16,460	13,393	16,686	17,226	18,917
合計	71,362	52,672	55,368	72,716	70,311

備考 令和2年度から令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の利用休止の影響があります。

## 2 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。なお、具体的な業務内容及び履行方法については、別添「業務仕様書」を参照してください。

- (1) 公園の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (2) 公園の施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金に関する業務
- (4) その他市が必要と認める業務

## 4 申請資格

### (1) 申請者の資格

愛知県内に事業所のある民間事業者、その他の団体（NPO法人、市民団体等）が対象であり、個人は対象となりません。また、団体における法人格の有無は問いません。

複数の団体で構成される連合体として申請する場合は、代表団体を1団体定めること及び構成団体及び代表団体すべてが欠格事項に該当しないことが条件となります。また、代表団体が愛知県内に事業所を有していることが条件となります。代表団体以外の構成団体が愛知県内に事業所を有していることは条件ではありませんが、緊急時の対応等を考慮した体制を整えてください。

### (2) 欠格事項

団体またはその代表者が次に該当する場合には、申請することができません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する団体

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 銀行取引停止を受けている者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同法同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景に暴力的不法行為等を行う者

### (3) 複数申請の禁止

単独で申請した団体等は、連合体で申請する場合の構成員になることはできません。また、複数の連合体において同時に構成員になることもできません。

## 5 指定管理料

本業務の単年度の指定管理料は、69,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、指定管理者の提案事項とします。この指定管理料には、2,700,000円の提案事業費及び3,600,000円の修繕料（精算対象経費）が含まれます。なお、1件あたり50万円を超える規模の修繕は、市が直接実施します。

指定管理料は、指定管理者が申請の際に施設の管理に係る収支予算書において記載した指定管理料の額を基本として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、市と指定管理者が協議を行い、最終的に、双方の間で締結する年度協定書により決定した額を支払います。

また、大規模改修及び感染症等による施設の休館、消費税率の変更等により、指定管理料に影響が生じる場合は、市と指定管理者がその都度協議することとします。

### (1) 指定管理料の支払い

会計年度を基準とし、支払い時期や方法は年度協定で定めませんが、原則として、月毎の支払とし、履行確認後、指定管理者の請求により、請求から30日以内に支払うものとし、支払います。

### (2) 会計の独立

経理事務を行うにあたり、自身の団体とは別の口座及び会計帳簿類を設けて明確な経

理体制を整えてください。なお、関係書類の開示請求や監査等を受ける場合もあります。

## 6 利用料金制

利用料金制を導入し、指定管理者は施設における利用料金及び市が支払う指定管理料をもって公園を運営します。なお、指定管理者自らが企画して実施する各事業の収入等は自らの収入とすることができます。

## 7 募集要項等の配布

### (1) 配布場所

都市整備部緑と花の推進課（知多市役所内）（以下「緑と花の推進課」といいます。）にて配布します。

### (2) 配布期間及び時間

令和6年7月29日（月）から令和6年8月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) その他

募集要項等は市ホームページからもダウンロードできます。

## 8 説明会

申請予定者を対象に次のとおり説明会を開催します。なお、説明会に参加するにあたっては申請資格の要件をよく確認し、各団体2名以内としてください。また、説明会に参加していない場合は指定管理者としての指定の申請をすることができませんので、申請を予定する場合は必ず説明会に参加してください。なお、連合体で申請する場合は、代表団体となる団体は説明会に参加していなければなりません。連合体の構成団体となる団体の説明会の参加については、必須ではありません。

### (1) 開催日時

令和6年8月30日（金） 午前9時30分から

### (2) 開催場所

知多市役所 1階多目的会議室

### (3) 参加申込期間

令和6年7月29日（月）から令和6年8月22日（木）まで

#### (4) 申込方法

指定管理者募集説明会参加申込書（様式 8）に必要事項を記載し、電子メールで緑と花の推進課に送信してください。

### 9 質問の受付及び回答

#### (1) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、説明会に参加していない場合は、質問をすることはできません。

##### ア 受付期間

令和 6 年 8 月 3 0 日（金）から令和 6 年 9 月 5 日（木）1 7 時まで

##### イ 受付方法

指定管理者指定申請に関する質問票（様式 7）を電子メールで緑と花の推進課に送信してください。

#### (2) 質問の回答

令和 6 年 9 月 2 0 日（金）までにすべての説明会参加者に対して回答を送付します。また、次の内容については回答を行いません。

##### ア 意見に過ぎないもの

##### イ 誹謗中傷の類が含まれるもの

### 10 申請書類の提出

#### (1) 提出書類

次の書類（付属書類含む）をまとめ、正本 1 部、副本 1 0 部、C D 等の電子媒体に提出書類のデータを入れたもの 1 部提出してください。

また、正本及び副本は各書類を綴った上で、インデックスをつけてください。添付書類などで、A 3 の用紙を使用する場合は、A 4 サイズに折りたたんでください。なお、電子媒体の提出にあたっては、データのフォーマット及びフォルダー分けの指定はありませんが、ファイル名は、次のアからエまでの名称を付けてください。

##### ア 指定管理者指定申請書（様式 1）

##### イ 指定申請に係る誓約書（様式 2）

##### ウ 団体等の概要（様式 3）

##### エ 施設又は類似施設の主な管理業務実績（様式 4）

オ 事業計画書（様式 5）

様式 5 の欄外の注意事項に留意し、作成してください。用紙について、A 4 または A 3 で、両面印刷を可能としますが、片面につき 1 ページずつとするため、最大 4 2 ページ分となります。（様式 5 及び別紙の合計が 2 1 枚）

カ 施設の管理に係る収支予算書（様式 6）

キ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し

ク 経営状況に関する書類（直近の会計年度のもの）

(ア) 法人は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書。非上場の企業については、キャッシュ・フロー計算書は必要ありません。

(イ) その他の団体は、収支計算書

ケ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本。法人格のない団体にあってはその構成状況を表す書類。

コ 国税及び地方税の納税証明書（直近の会計年度のもの）

(ア) 国税

法人の場合、法人税、消費税及び地方消費税に関するもので、税務署が発行する納税証明書「その 3 の 3」（未納がないことの証明）を提出してください。

(イ) 地方税（県税）

法人の場合、県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納がないことの証明）を提出してください。

(ウ) 地方税（市税）

法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、事業所税の納税証明書（未納がないことの証明）を提出してください。

連合体で申請する場合

連合体で申請する場合は、「連合体で指定管理者の指定を受ける旨の申出書（様式 3 - 1）」を提出してください。また、イからエ及びキからコに定める書類は、連合体の各構成団体のものを提出してください。

(2) 提出先

緑と花の推進課に直接提出してください。

(3) 受付期間及び時間



令和6年9月20日(金)から令和6年9月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び  
休日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 候補者の選定

### (1) 選定方法

指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)において、申請書類を別添「指定管理者選定基準」の項目ごとに審査するとともに面接審査を実施し、得点が上位の申請者から順に第1候補者から第3候補者までを選定します。

### (2) 面接審査

令和6年10月3日(木)に面接審査を予定します。

面接審査は、申請者からのプレゼンテーションが準備を含めて20分以内、選定委員からの質問10分程度、計30分程度を予定しています。

面接審査へは、法人の代表者又は代理の方(代理の場合は委任状を提出のこと)5名以内での出席をお願いします。

なお、開催時間及び会場についての詳細は、後日通知します。

### (3) 選定の基準

指定管理者となるべき候補者の選定は、次の基準で実施し、具体的な評価の基準及び配点は別添「指定管理者選定基準」のとおりです。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。

イ 公園の効用を十分発揮できること。

ウ 公園の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。

エ 公園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。

オ 危機管理に関する体制、個人情報保護及び情報公開体制が整備できるとともに、環境配慮に対する取組みが実施できること。

カ 自主事業等の実施することによる来園者の増加を図ること及び広域交流拠点として相応しい、にぎわいづくりに資すること。

### (4) 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、ただちに失格とします。

ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ その他不正な行為があったとき。

#### (5) 選定結果の通知

選定結果は、申請者全員に文書にて通知します。また、同選定結果につきましては、ホームページ等で指定管理者候補団体名、評価合計点、選定理由等を公表します。

#### 12 情報公開

本募集に係る申請者から提出された指定管理者指定申請書を始めとする関係書類については、情報公開に関する求めがあった場合、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づき、手続きを行います。

#### 13 指定の手続

選定委員会にて選定した候補者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等をもとに、市と協定内容について事前協議を行います。その後、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経て指定管理者として指定し、関連条例に基づいて告示します。

なお、選定した候補者が候補者の選定に際して失格条項に該当することが判明した場合や協議が整わない場合等の理由により、候補者とするができなくなった場合は、原則として次点の候補者と協議を行い、候補者とするものとします。

#### 14 協定の締結

市と指定管理者は、指定期間中の管理業務に関して基本的な事項を定める基本協定及び各年度の実施事項や指定管理料の支払等を定める年度協定を締結します。

#### 15 事業評価

指定管理者から提出される事業報告書等をもとに管理運営内容を評価します。

評価に際しては、管理業務及び経理の状況等に関して報告を求め、又は立入り調査を実施する場合があります。その結果、必要な措置を講じるように通知や勧告をする場合があります。

それらに従わないときは、指定期間中でも、その指定を取り消すことがあります。

#### 16 その他

(1) 申請に関する経費は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 市は、指定管理者の選定に伴う公表等が必要な場合、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、市が必要と認めた場合は、追加の資料の提出を求めるところがあります。

17 問い合わせ先

知多市都市整備部緑と花の推進課

〒478 - 8601

知多市緑町1番地（知多市役所内）

TEL 0562 - 36 - 2673

メール midori@city.chita.lg.jp

## 指定管理者選定基準

選定基準		評価の視点	様式	配点
	平等な利用の確保 サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項及び業務仕様書の内容を理解し、施設を管理するにふさわしい基本方針か。</li> <li>・公の施設であることを踏まえ、平等な利用が確保できる内容か。</li> <li>・サービスの向上策は、具体的かつ現実的で、創意工夫や積極性が見られるか。</li> </ul>	様式 5	15点
	施設の効用の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の特徴、長所を踏まえた管理運営を計画しているか。</li> <li>・広報、プロモーションは、利用を促進につながる工夫がされているか。</li> </ul>	様式 5	15点
	施設の適切な維持管理 管理経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の効率的かつ持続可能な維持管理体制がとられているか。</li> <li>・収支計画が適切で、管理経費の縮減案が具体的かつ実現可能なものか。</li> </ul>	様式 5 様式 6	20点
	人員、資産その他の経営 規模及び能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用、確保、配置計画は適切か。</li> <li>・団体の財政状況は健全か。</li> <li>・管理運営実績を十分に有しているか。</li> </ul>	様式 4 様式 5	15点
	危機管理に関する体制 個人情報保護体制 情報公開体制 環境配慮に対する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制、個人情報保護及び情報公開体制等のコンプライアンスの管理がなされているか。</li> <li>・環境に配慮した施設管理が実施できるか。</li> </ul>	様式 5	15点
	各種事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は、魅力的なイベント等を実施し、人の集まる場所となる提案か。</li> <li>・自主事業は、施設の機能を活用した提案か。</li> </ul>	様式 5	20点
合 計				100点